

介護保険福祉用具購入費の支給を受けられる方へ

福祉用具購入の申請手順

1. 事前に相談してください

要介護の方は担当ケアマネジャーに相談してください。

要支援の方または要介護の方でケアマネジャーを決めていない方はお住まいの地区を担当している高齢者相談支援センターに相談してください。

2. 福祉用具を購入

- ・指定されている販売事業者から購入した場合に限り、対象となります。
- ・購入日（領収日）は、認定の有効期限内に限りします。

《中古販売について（常滑市独自）》

厚生労働省からの通知のとおり、原則として新品の購入を想定しています。

しかし、福祉用具貸与との選択制が導入されている品目について、貸与から購入への切替時、現に貸与で使用している特定福祉用具を買い取る場合のみ、新品でなくても購入を可能とします。

ただし、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないという観点から、前述の場合であっても、本来は新品の購入が望ましい点に留意していただき、買取前にメンテナンスを受けるようお願いいたします。

【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.5）（令和6年4月30日）

3. 申請書等を提出

下記の書類を提出します。

○介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（請求書）

○領収書（被保険者本人名義のもの）

○購入した用具のパンフレット等（コピーで可）

○居宅（介護予防）サービス計画書※（第2表、第4表）

※担当ケアマネジャーが決定していない場合やサービスの利用がない場合は、高齢者相談支援センターが作成した「特定福祉用具販売の利用が必要な理由書」。

4. 決定・給付費の支払

- ・介護保険の対象となる福祉用具購入費の9割、8割又は7割を居宅介護（介護予防）福祉用具購入費として支給します。受領委任払いの場合は、福祉用具販売事業者に支給します。

（原則、月末締め翌月20日払いです）

- ・支給限度額（4月からの1年間）は年10万円（被保険者負担分を含む）です。

注意点

- ・同一種目の特定福祉用具の購入は原則対象にはなりません。ただし、用途や機能が著しく異なる場合や破損した場合は例外となりますので、担当ケアマネジャー等にご相談ください。
- ・介護保険の福祉用具購入の対象となる商品について、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準として取り扱っております。ただし、本来の用途や目的とは異なる利用と認められる場合などは、介護保険の対象とはなりませんのでご注意ください。
- ・高額介護（介護予防）サービス費の支給対象とはなりません。

《担当》

常滑市 高齢介護課 介護保険チーム
電話：0569-47-6133

【参考】

福祉用具購入の種目

- (1) 腰掛便座（ポータブルトイレ・補高便座等）
- (2) 特殊尿器
- (3) 入浴補助用具（入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽台・すのこ等）
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分
- (6) 固定用スロープ※
- (7) 歩行器※（歩行車を除く）
- (8) 単点杖※（松葉づえを除く）
- (9) 多点杖※

※福祉用具貸与との選択制が導入されている品目